

# 町民会館大ホール「びほーる」使用案内

びほーるは、町民の皆様をはじめ多くの方々に演劇・演奏会・舞踊・講演会・式典などにご利用いただける施設です。また、ギャラリーは、作品展示や鑑賞の場としてもご利用いただけます。

## 【開館時間】

○午前9時～午後10時

## 【休館日】

○12月31日～1月5日の期間

○美幌町教育委員会が必要と認めたとき

## 【使用申請の受付期間】

先着順に受付をします。

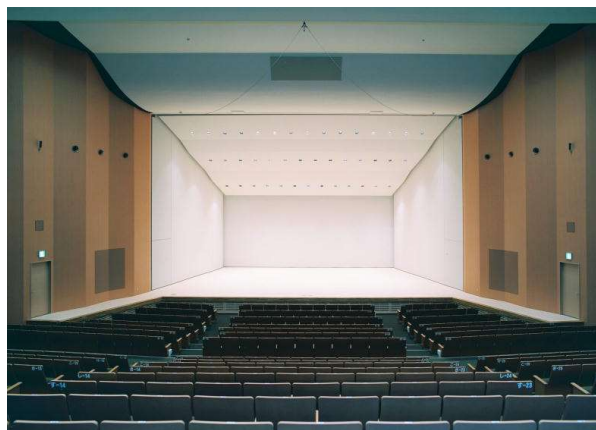
○ホール使用の場合

- ・映画会、演劇会、音楽会、舞踊会その他これに類する催物

使用する日の1年前から使用する日の7日前まで

- ・その他の行事等

使用する日の1年前から使用する日の前日まで



## 大ホール「びほーる」使用ガイド

### 1 お申込み（使用申込受付）

使用申請の手順（受付は午前9時から閉館まで）

申請受付開始

受付期間は、使用日の1年前より使用日の7日前まで

空き室状況確認

**電話または窓口にて希望の日時・部屋の空き状況を確認してください。**  
・受付開始日の午前9時の受付のみ電話受付はできませんので、直接ご来館ください。  
・準備から後片付けまでの使用時間も含めて確認してください。

使用申請・使用料納入

**窓口で使用許可申請書を提出してください。**

- ・使用時間は、準備から後片付けまでを含めて記載してください。
- ・使用料は事前納付となっています。
- ・町外の方は、使用料を現金書留での送付や金融機関への直接振込も可能ですので、お問い合わせください。

使用許可書発行

**使用許可書は、使用料をお支払いいただいた際に発行します。**

↓  
使用当日

**入館と退館の際は事務室にお声をかけてください。**

・退館時には利用人数を報告してください。

**申請した時間内で準備・使用・後片付けを済ませてください。**

・時間前の入室および時間を超えてのご利用は延長料金を頂くことになります。

使用許可の取り消し

**町民会館条例第11条の規定の他、次の場合、使用の許可を取り消しすることになります。**

(1) 許可された内容（主催者、行事名、内容等）が勝手に変更されたり、条例及び同施行規則等に反したとき

(2) 偽りその他不正な行為によって使用許可を受けたとき

(3) 災害等の事故によりホールの使用ができなくなったとき

(4) その他施設の運営上適当でないとき

## 使用料金の割増など

営利目的で使用

- 使用料金表の額に対し、町内者は100パーセント増、町外者は200パーセント増となります。

暖房実施時間中の使用

- 11月～4月の使用料は、使用料金表の額に対し、50パーセント増となります。

## 2 ご使用前の準備（事前の打ち合わせ）

舞台進行の打ち合わせ

- 催物を円滑に進行させるために、舞台進行や音響・照明など、遅くとも使用日の7日前までには来館し、担当者と打ち合わせが必要です。また、同時にプログラム、進行表、舞台仕込表等を提出してください。
- 音響等器材を持ち込む場合は、その旨をご連絡ください。

※打ち合わせの主な内容

搬入機材内容・リハーサル・開場・終演・関係者入退場時間等の確認、舞台進行、主催者・出演者の人数（スタッフ体制）、楽屋割り、録音、録画、写真撮影の有無など。

## 3 ご使用にあたってのお願い（使用当日の注意）

事務室への報告

- 当日は、使用前と使用後に必ず事務室にお立ち寄りください。また、お帰りの際には利用人数を報告してください。

看板・ポスター類の掲示制限

- 館内の壁・柱には、画鋸、釘打ち等をしないでください。掲示が必要な場合には、掲示用パネル等を用意しますので、事前にお申し出ください。また、セロテープ等を使用する場合は、使用の際にお申し出ください

飲食及び喫煙の制限

- 客席内での飲食及び施設敷地内での喫煙は禁止となっています。
- 接待用茶、事務用紙類、催物の看板等を使用者側でご用意ください。  
(湯飲み、ポット等を用意しておりますので、使用希望の際はお申し出ください)

ゴミの処理（ゴミのお持ち帰り）

- 催物で出たゴミ（チラシ等を含む）は使用者側でお持ち帰りください。また、終了後は会場内に忘れ物等がないか、客席等を含め十分に点検してください。

## 事故防止

- 火災を発見した場合は、事務室に通報してください。
- 火災等が発生した場合は、公演中でも全館に非常放送を行います。
- 使用者は場内外が混乱しないよう、担当者の指示に従い適切に対応してください。観客、参加者または関係者の安全には責任を持って配慮してください。
- 火災、地震等の非常事態の備えは十分にしてください。特に不時の災害に備えて非常口の場所、避難誘導の方法、消火設備等を前もって確認してください。
- 客席定員数（収容人員）以上に入場させないでください。

## 原状回復

- 使用終了後は、施設の備付器具等を元の位置に戻し、担当者の点検を受けてください。万一棄損または滅失があった場合は、賠償していただきます。
- ポスター、立て看板等を掲示された場合は、施設終了時に使用者側で撤去してください。

## 責任者等の配置

- 使用者は、会場責任者を決めてください。また、受付係、案内係、場内整理員（非常の場合の避難誘導を含む）、駐車場整理員、場内放送員等は使用者の責任で手配してください。

## 車椅子でのご使用

- 車椅子及び車椅子席を用意しておりますので、ご使用の際には担当者との打ち合わせの際に使用の有無をご連絡ください。

## 駐車場の使用

- 会館の駐車場は121台分（うち障害者用3台）ございますが、一般来場者には出来るだけ公共交通機関をご利用されますように周知ください（駐車場の不足が想定される場合は使用者が確保して下さい）
- 施設周辺への路上駐車および近隣私有地への無断駐車がないようにしてください。
- 駐車場における事故及び盗難などの損害については、会館で責任を負いかねますので、使用者は十分注意してください。

## ピアノ調律

- 調律が必要な場合は、事前にご連絡ください。調律料は使用者負担となります。

## 宣伝及び広告

- 催物の宣伝、広告などは、使用許可書の交付後に行ってください。また、ポスター、チラシ、入場券などの印刷物には責任者の所在をはっきりさせるため、必ず使用の許可を受けた人（団体）を主催者として明記してください。
- 仮設工作物、看板、ポスター、チラシなどは、設置場所の調整が必要ですので、事前に会館担当者と打ち合わせをしてください。

## 物品販売、飲食など

- 催物に付帯した飲食、物品等の展示販売などについては、事前に会館担当者と打ち合わせをしてください。なお、客席内は飲食禁止となっています。

## 持ち込み器具

- 会場に特別な設備をしたり、特殊な物件を搬入しようとする時は、事前に許可を受けてください。

## その他

- 受付、楽屋等の盗難防止対策は、使用者側の責任で行ってください。
- 騒音、放火、暴力行為等他人に迷惑をかけないでください。

- 所定の場所以外で出入りさせないでください。
- 犬（盲導犬を除く）その他動物を入場させないでください。

## 舞台担当者との打ち合わせ

遅くともご利用の7日前までに、施設の使用方法や舞台・設備・警備その他必要な事項について、担当者と打ち合わせしてください。また、その際には催物のプログラム、進行スケジュール等を提出してください。

### 関係官公署への届出

必要に応じて次の官公署に届けてください。

- |       |  |    |                   |
|-------|--|----|-------------------|
| 事故等   | 美幌警察署  | 電話 | 0152-72-0110      |
| 防火管理  | 美幌消防署  | 電話 | 0152-73-1211      |
| 著作権   | (社)日本音楽著作権協会北海道支部 札幌市中央区北1条西3丁目<br>電話 011-221-5088 |    |                   |
| 屋外広告物 | 美幌町役場 (都市計画担当)                                     | 電話 | 0152-73-1111      |
|       | オホーツク総合振興局建設行政室建設指導課                               | 電話 | 0152-41-1642 (代表) |

## 《『びほーる』での客席マナー》

※催し物の内容により異なる場合もありますが、コンサートを例に一般的なマナーについて列記します。

- 客席内での飲食は禁止です。
- アラーム機能付の腕時計などは、アラームセットを解除するなど、他のお客様のご迷惑にならないようにしましょう。
- ペースメーカーなど医療機器の誤作動防止のためにも、スマートフォン・携帯電話の電源はお切りください。
- 演奏中は原則として、客席への出入りはできません。通常、曲間での出入りは可能ですので案内係の指示に従ってください。
- 小さなお子様をお連れの場合は、他のお客様のご迷惑にならないようにしましょう。また、お子様対象の催し物であっても、泣き出してしまった場合などには、演奏中でも速やかにギャラリーに移動しましょう。
- プロの方が出演する公演の多くは、許可を受けていない公演中の写真撮影や録音・録画は一切禁止されています。肖像権や著作権などトラブルの原因になるばかりでなく、公演の妨げにもなりますので十分気を付けましょう。
- ピアノ発表会などアマチュアの演奏会でも、撮影や録音が可能であるか、あらかじめ主催者にご確認ください。
- 写真撮影が可能な場合でも、フラッシュを使用しての撮影は、他のお客様のご迷惑になるばかりでなく演出等の妨げになる場合もありますので、許可された場合以外はフラッシュの使用を避けましょう。
- 三脚を使用する場合は、通路をふさいだり、他のお客様のご迷惑にならないよう気をつけましょう。